平成２６年（フ）第１２８号
愛知県東海市加木屋町西御門38番地の13
破産者　中野　月江
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第５９４１号
大阪市淀川区西中島５－８－21　マイルド新大阪レジデンス206、住民票上の住所大阪市淀川区新高１丁目10番13―1207号
破産者　籾井　謙二
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第８７４号
堺市中区見野山１－10　山田方、住民票上の住所堺市北区百舌鳥赤畑町２丁84番地５　鳥幸ビル２－Ａ
破産者　堀川　郁雄
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第４３９号
兵庫県三木市別所町東這田45番地の13
破産者　井澤　忠義
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第５５号
山口県下関市横野町１丁目21番22号
破産者　熊谷　秀子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２６年（フ）第９６号
茨城県守谷市薬師台七丁目19番地２　フォレスト弐番館202
破産者　友野　勝
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１８１号
相模原市南区相武台団地１丁目６番５－16号
破産者　新貝　茂實
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第３４８号
愛知県岡崎市山綱町字扇子山361番地１
破産者　村田　唯美
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２６年（フ）第４２１号
京都市左京区上高野山ノ橋町８番地　ＮＯＲＴＥ白川１Ｆ
破産者　井上　薫
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第２５５号
兵庫県西宮市千歳町３番22号
破産者　濱田　真理
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２５年（フ）第１４号
松江市古曽志町567番地380　県営新古曽志団地１号棟123号、破産手続開始決定時の住所松江市鹿島町恵曇367番地
破産者　安達　豊明
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第１２６号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番84―102号、開始決定時の住所広島市西区中広町２丁目24番16号
破産者　砂本　武生
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１２７２号
大阪府高石市西取石８丁目８番43号　メゾンクレール303号室、開始決定時の住所大阪府高石市西取石５丁目９番７－303号
破産者　木寺　正良
1　破産債権の届出期間　平成27年２月19日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午後２時
平成27年１月22日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第１４号
兵庫県丹波市柏原町柏原5120番地１
破産者　稲継　肇
1　破産債権の届出期間　平成27年２月19日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午後３時
平成27年１月22日
神戸地方裁判所柏原支部破産係
平成２６年（フ）第５７号
福島市鎌田字下釜2番地の１
破産者　株式会社だいもんじ商事
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月16日午前11時
平成27年１月22日　福島地方裁判所
平成２６年（フ）第２１３４号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目２番２号　内田荘102
破産者　鈴木　隆幸
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月14日午前10時20分
平成27年１月23日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第７４６号
広島県三原市大和町萩原939番地
破産者　河内　義則
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年４月14日午後１時30分
平成27年１月23日
広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１５９号
福岡県久留米市長門石４丁目13番58号　トウインクル山下Ｂ201号、前住所福岡県久留米市南４丁目27番20―103号
破産者　柿本　慎治
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年３月18日午後４時
平成27年１月23日
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第４８号
宮崎県串間市大字西方5456番地
破産者　田中　昭代
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後１時30分
平成27年１月23日
宮崎地方裁判所日南支部破産係